

済生会横浜市東部病院
医療情報システム更新業務における
プロポーザル実施要領

2026 年 9 月 28 日

済生会横浜市東部病院

1. 目的

現在の医療情報システムは 2020 年 1 月に稼働しており、情報機器の保守・対応年数が一般的に 7 年前後とされていることから、安定的なシステム運用を確保するためには適切な時期での更新が必要である。

当院では、医療の質の向上、患者サービスの向上、医療安全の推進、業務の効率化および健全経営の実現に加え、データ利活用の高度化や業務プロセスの変革を通じた医療 DX の推進を重要な経営課題として位置付けている。これらを実現する基盤として、2028 年 1 月に電子カルテシステムをはじめとする医療情報システムの更新を実施する。

また、本更新においては、単なるシステム更改にとどまらず、将来にわたり持続可能な医療提供体制の構築およびデータに基づく意思決定の高度化を見据えた全体最適の実現を目指すものである。

併せて、将来的な済生会神奈川支部内における医療情報システムの連携・共通化等の可能性も視野に入れるものとする。

本更新にあたっては、技術力、企画提案力、費用対効果、プロジェクトマネジメント力および実績等に加え、医療 DX の実現に向けた具体的な提案内容および実行可能性を総合的に評価し、当院にとって最も適切かつ実効性の高いシステム構築事業者をプロポーザル方式により選定する。

本プロポーザルの内容は、以下のとおりとする。

2. 業務の概要

(1) 件名

2027 年度 済生会横浜市東部病院 医療情報システム更新業務

(2) プロポーザル方式

公募型プロポーザル方式

(3) 業務内容

別紙「要求仕様書兼回答書」および「非機能要求仕様書兼回答書」のとおり。

別紙「システム相関図」、別紙「部門システム IF 概要」をもとに、本プロポーザルで要求する医療情報システムの調達・構築・稼働をさせること。

(4) 仕様書等の資料配布

ア 閲覧および配布期間（データ取得）

2026 年 9 月 28 日から選定結果の通知日まで

イ 閲覧および配布場所

以下の箇所にて閲覧および配布を行う。

・済生会横浜市東部病院ホームページ

(5) 履行場所

神奈川県横浜市鶴見区下末吉 3 丁目 6-1 済生会横浜市東部病院（以下「当院」）内

(6) 履行期間

契約締結日の翌日から 2028 年 3 月 31 日まで

(7) 特定方式

「済生会横浜市東部病院 医療情報システム更新に係る選定委員会」（以下「選定委員会」）を設置し、選定する。選定は、本実施要領および仕様書に基づき、提出された提案書の審査およびプ

レゼンテーションによるヒアリングを行い、最優秀提案者、優秀提案者それぞれ1事業者を特定する。

(8) 選定委員会

選定委員会を構成する。ただし、委員名は非公開とする。

(9) 契約

選定委員会が特定した最優秀提案者を当該業務に係る優先交渉権者として見積書を徴収する相手とする。ただし、最優秀提案者に事故等があり、見積書の徴収が不可能になった場合は、次点者である優秀提案者を優先交渉権者として見積書を徴収する相手とするものとする。

(10) 提案最低価格

本プロポーザルにおける提案価格については、本業務において当院が求める医療情報システムの品質、機能、導入体制、プロジェクト管理、保守・運用等を適切に確保する観点から、基幹システム（電子カルテ、医事会計システム、看護支援システム等、本調達における基幹業務を構成するシステム）に加え、部門システム（調定システム、レセプトチェック、医薬品情報システム、地域連携システム、診療情報管理システム、モバイルソリューション、DWH、重症系システムおよび歯科システム）、ハードウェア（サーバー機。UPS およびストレージを含む。）ならびに7年保守費用を含む提案価格について、当院内部において最低価格基準を設定する。

なお、当該最低価格基準の金額は公表しないものとし、提案価格が当該基準を下回る場合は、本プロポーザルにおける審査・選定の対象外とする。

(11) 事務局

済生会横浜市東部病院 情報システム室（以下「事務局」）

〒230-8765 神奈川県横浜市鶴見区下末吉3丁目6-1

電話番号 045-576-3000（代表）

電子メール t_tsuruoka@tobu.saiseikai.or.jp, h_masaki@tobu.saiseikai.or.jp

担当 情報システム室 鶴岡、正木

3. プロポーザル参加資格要件

このプロポーザルに参加できるものは、当院における物品製造等競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処され、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(3) 本業務について、業務の全部または主たる部分について第三者に委任または請け負わせることなく履行できること。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく破産手続開始の決定がなされている者

- イ 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の決定がなされている者
 - ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - エ 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - オ 暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者
 - カ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - キ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ク 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ケ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (５) 告示日から委託業者決定の日までの間に、プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）が参加資格を欠くに至った場合は当該参加者の参加資格要件が喪失したものと判断し、当該参加者の参加を認めない、又は当該参加者を審査・選定の対象から除外する。
- (６) 提案する医療情報システムは、2028年１月１日に稼働できること。
- (７) 一般病床が500床以上の病院施設（精神科病院を除く。）において、提案する医療情報システムの導入実績を有すること。
- (８) 提案する医療情報システムは、既に製品化されたパッケージシステムであること。
- (９) 24時間365日問い合わせ可能な連絡体制を有すること。
- (10) 横浜市の役務並びに物品調達に関する入札参加登録資格を得ている者であること。

4. スケジュール

本プロポーザルにおけるスケジュールは、以下のとおり。

公告	9月28日（月）
質疑書の受付期間	9月28日（月）～10月9日（金）
質疑書への回答	10月16日（金）
関連書類および提出書類の受付期間	9月28日（月）～10月30日（金）
プレゼンテーション審査	11月9日（月）
審査結果の通知日	12月中旬（予定）

5. 関連書類および提出書類

本プロポーザルで使用する関連書類および提出書類は、以下のとおり。

(1) 関連書類

本プロポーザル実施要領

別紙 提案評価基準

別紙 要求仕様書兼回答書

別紙 非機能要求仕様書兼回答書

別紙 端末・ライセンス等配置計画表

別紙 システム接続概要

別紙 システム関連図

(2) 提出書類

様式 1 号 公募型プロポーザル参加資格確認申請書

様式 2 号 会社概要

様式 3 号 類似業務実績一覧

様式 4 号 秘密保持に関する誓約書

様式 5 号 質疑書

様式 6 号 主担当予定者に関する調書

様式 7 号 見積書（導入金額）

様式 8 号 見積明細書（導入金額）

様式 9 号 見積書（7 年保守金額）

様式 10 号 見積明細書（7 年保守金額）

様式 11 号 見積書（10 年保守金額）（参考提出）

様式 12 号 見積明細書（10 年保守金額）（参考提出）

様式 13 号 公募型プロポーザル参加辞退届

様式 14 号 委任状（該当する場合）

システム更新提案書（任意様式）

要求仕様書兼回答書（別紙所定様式）

非機能要求仕様書兼回答書（別紙所定様式）

6. 関連書類および提出書類の提出

参加者は、次の要領で関連書類および提出書類を提出すること。

(1) 受付期間

2026 年 9 月 28 日から 2026 年 10 月 30 日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

(2) 提出場所

事務局

(3) 提出方法

持参、郵送のいずれかにより提出すること。なお、提出期限を超過した場合の取扱いについては、別紙「提案評価基準」に定めるところによる。

提出書類（様式 7～12）は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「2027 年度 済生会横浜市東部病院 医療情報システム更新業務の入札書在中」と朱書すること。

(4) 参加資格確認に関する提出書類

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式 1 号）

イ 会社概要（様式 2 号）

ウ 類似業務実績一覧（様式 3 号）

エ 秘密保持に関する誓約書（様式 4 号）

オ 横浜市の入札参加資格確認申請者の納税確認（証明）書（写し）

カ 委任状（様式 14 号。代理人を定める場合に限る。）

（５）質疑書について

質疑がある場合は、スケジュールに定める受付期間内に質疑書（様式 5 号）を事務局へ提出すること。

（６）提案審査に関する提出書類

- ア システム更新提案書（任意様式）
- イ 要求仕様書兼回答書（別紙所定様式）
- ウ 非機能要求仕様書兼回答書（別紙所定様式）
- エ 主担当予定者に関する調書（様式 6 号）
- オ 見積書（導入金額）（様式 7 号）
- カ 見積明細書（導入金額）（様式 8 号）
- キ 見積書（7 年保守金額）（様式 9 号）
- ク 見積明細書（7 年保守金額）（様式 10 号）
- ケ 見積書（10 年保守金額）（様式 11 号）【参考提出】
- コ 見積明細書（10 年保守金額）（様式 12 号）【参考提出】

（７）システム更新提案書について

ア 提出部数 代表者印押印のもの 1 部、システム更新提案書 25 部を印刷製本すること。

※PDF 形式としたものを CD/DVD-R に記録し提出すること。

イ 作成要領

- ①別紙「提案評価基準」に記載した評価項目の内容について、システム更新提案書を作成すること。
- ②システム更新提案書は A4 横書きとし、上限は本文で最大 50 ページまでとする。（表紙、裏表紙、タイトルページ、会社紹介ページを除く。）また、ページ番号は必ず記載すること。
- ③文字サイズ：10.5 ポイント以上
- ④印刷方法：A4 サイズ（横）にカラーで両面印刷すること。（上綴じで簡易製本し提出すること。）

（８）参加辞退について

参加資格確認申請後に参加を辞退する場合は、公募型プロポーザル参加辞退届（様式 13 号）を事務局へ提出すること。

（９）関連書類および提出書類の取り扱いについて

- ア 提出書類の作成及び提出に関する費用は、全て参加者の負担とする。
- イ 提出された書類は、返却しない。
- ウ 提出された書類は、公表しない。

7. 提案の審査等に関する事項

（１）提案の審査および評価方法

受託業者の選定にあたっては、選定委員会において、別紙「提案評価基準」について当院の審査基準に則り評価する。

(2) プレゼンテーションの実施について

提出されたシステム更新提案書の記載内容について評価するため、プレゼンテーションを実施する。1 参加者あたりの説明は 30 分以内、質疑応答は 10 分以内とし、参加人数は 5 名以内とする。なお、参加者数等により時間を変更する場合がある。

プレゼンテーションは、原則として本業務の業務責任者（プロジェクトマネージャ）が行うこと。

システム更新提案の評価は 25 点満点とし、提出されたシステム更新提案書、プレゼンテーションおよび質疑応答の内容に基づき、以下の 7 項目について評価する。

評価項目	配点
1. 医療情報システムの基本コンセプト・特長・将来性	3 点
2. システムの機能性・操作性・実用性	5 点
3. 本院における導入効果・業務変革（医療 DX）	4 点
4. システム構築・プロジェクト推進計画	3 点
5. データ移行・切替・本稼働支援	4 点
6. 病院職員の負担軽減・導入支援・教育	2 点
7. 安定稼働・障害・災害・サイバーセキュリティ対策	4 点

なお、各評価項目の詳細、評価のポイントおよび採点方法については、別紙「提案評価基準」に定める。

ア 実施時期 2026 年 11 月初旬（詳細な日時および場所は、参加者に別途通知する。）

イ プレゼンテーション資料 提出済みのシステム更新提案書の抜粋版を使用することができる。

ただし、提出したシステム更新提案書への内容の追加または修正は認めない。

ウ 使用機材 当院が準備する機材以外に必要な機材がある場合は、参加者が手配し、事前に事務局と調整すること。

(3) プロポーザルの審査は次の各号による。

ア プロポーザルの審査は、別紙「提案評価基準」に定める評価項目について審査し、得点を基準に選定委員会による合議のうえ総合評価点が高かったものを最優秀提案者（以下「特定業者」という。）として選定する。

イ 審査結果については、参加者全員に通知するとともに公表する。

ウ 特定業者が、3. プロポーザル参加資格要件に掲げる資格を満たさなくなった場合は、次点の者を特定業者とする。

(4) 失格条項等

ア 提案書の提出方法または提出先が、本実施要領に定める条件に適合しないもの。なお、提出期限を超過した場合の取扱いについては、別紙「提案評価基準」に定めるところによる。

イ 提案書の作成様式及び記入要領に示された条件に適合しないもの。

ウ 提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

カ 「2. 業務の概要」の「(10) 提案最低価格」を下回ったもの。

キ プレゼンテーション審査の開始時間に遅刻したもの。ただし、大規模災害、公共交通機関等の事故その他真にやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

ク その他実施要領等において示した参加条件等に違反したもの。

(5) 特定業者（優先交渉権者）の通知について

選定結果については、2026 年 12 月中旬頃に参加者に対し電子メールで通知する。

(6) 特定業者

特定業者（優先交渉権者）は、当院と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

この協議において、提出された提案の内容を一部変更する場合がある。また、1 ヶ月以内に協議が整わない場合は、次点の優秀提案者を特定業者とし、契約の協議を行うか、または本プロポーザルは不調とする。

8. 評価に関する事項

選定委員会により評価する。

(1) 評価分類

審査における評価は、別紙「提案評価基準」に基づき、ライフタイムコスト、機能リスト対応状況、導入・保守体制およびシステム更新提案内容の4項目により総合的に評価する。

なお、システム更新提案内容の評価は、提出されたシステム更新提案書およびプレゼンテーションの内容を踏まえて行う。

ライフタイムコストは、1～7年目のライフタイムコスト（7年LCC）のみを50点満点で評価する。1～10年目のライフタイムコスト（10年LCC）は、長期的な保守継続性および経済性を確認するための参考情報として取り扱い、評価点には反映しない。

9. その他

(1) 本プロポーザルへの参加にかかる一切の経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 本プロポーザルにおいて、当院の要求水準を満たす提案がなかった場合、最優秀提案者、優秀提案者の特定は行わない。また、参加者が1者の場合であっても、当院の要求水準を満たす提案であれば、その者を最優秀提案者として特定する。

(3) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 参加希望者および参加者は、当院が提供した資料で得られた情報について、この目的のみに使用することとし、第三者に開示、提供してはならない。

(5) 禁止事項

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1号）の提出後、事務局以外に本調達に関する質疑等をしないこと。

(6) 契約について

ア 業務委託に関する契約

業務委託契約の締結については、特定業者と受託契約を締結するものとし、契約金額は提出する見積書の積算内訳を超えないものとする。

イ 保守業務における契約

保守金額については年度ごとに契約を締結することとする。契約方法等は本業務の受託契約締結時に詳細事項等を受託者と協議し決定する。ただし、個別契約における契約金額については、当該年度の個別事情を考慮し、本調達における見積書に記載した金額を基本に契約締結時に協議し決定する。システム構築後 2028 年分の保守金額も本プロポーザルの評価の対象とするため、契約金額は提出する見積書の積算内訳を超えないものとする。

なお、本業務の受託者が特別な理由により直接契約を締結できない場合は、事務局と協議し、見積明細書内の補足説明欄に保守契約予定事業者名を記載すること。

ウ 検収および支払

本業務に係る検収については、当院が別途定める期間内に、契約内容に基づき納入物、システムの稼働状況その他必要な事項を確認し、検収を行うものとする。

支払条件については、原則として当院による検収完了後の支払とし、具体的な支払時期、支払方法その他の条件については、契約締結時に協議のうえ定めるものとする。

なお、リース契約その他の契約形態を採用する場合は、当該契約形態に応じた支払条件について、当院および関係事業者と協議のうえ決定するものとする。

- (7) この要領に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じて別に定める。
- (8) この要領は、2026 年 9 月 28 日から施行し、特定業者との契約が締結された日の翌日にその効力を失う。